

(案)

**群馬県ニホンジカ適正管理計画**  
**(第二種特定鳥獣管理計画・第四期計画)**

**平成27年3月**  
**(一部改正 平成28年8月)**  
**(一部改正 平成29年 月)**

**群馬県**

1	計画策定の目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
	(1) 対象地域	
	(2) 地域個体群	
5	これまでの経過と現状	2
	(1) これまでの取組	
	(2) シカ適正管理計画の評価（自主計画～第Ⅲ期まで）	
	(3) 現状	
6	管理の基本方針	6
	(1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針	
	(2) 計画の基本方針	
7	管理の目標	8
	(1) 具体的目標	
	(2) 総括的目標	
	(3) 管理区域の特性に応じた目標	
8	目標達成のための施策	11
	(1) 捕獲	
	(2) 被害防除	
	(3) 生息環境管理	
9	モニタリング等の調査・研究	15
10	その他管理のために必要な事項	16
11	計画の実施体制	17
	(1) 県	
	(2) 森林管理署	
	(3) 市町村	
	(4) 行政以外の関係者	
	(5) 検討・評価機関	

## 1 計画策定の目的

本計画は、「ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の生息密度を低減させる個体群管理を科学的・計画的な管理により実施することで、農林業被害の減少及び自然生態系の保全を図りつつ、地域個体群の健全な維持を行うこと」を目的として策定するものである。

本計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の施行に伴い、同法第7条の二に基づく第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

また、本計画では、法改正により指定管理鳥獣捕獲等事業などを行う実施計画制度を導入しており前計画（第Ⅲ期）から大幅な制度変更があったため、前計画（第Ⅲ期）から移行した第Ⅳ期計画として新たに策定する。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

### ア 生態及び行動の特徴

シカは主に低山帯域の森林に生息し、特定種を除くほとんどの植物種を食べる反芻動物である。集団性が強く「群れ」を作って生活し、オスとメスは通常別々の群れを作る。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。

メスは1産1子で、栄養条件が良ければ1歳から繁殖を開始し4歳以降は毎年繁殖を繰り返し、好環境下では個体数増加が著しくなる。繁殖期になるとオスは群れを分解し、順位の高いオスはなわばりを形成して、メスの群れを囲い一夫多妻の群れ、「ハレム」をつくる。

また、個体同士の近接を許容し資源や土地を共有することで密に生息できる性質があり、高い生息密度は被害問題とともに生態系に深刻な影響を及ぼす。

## 3 計画の期間

平成27年5月29日から平成32年3月31日までとする。

ただし、シカの生息状況及び社会状況の変化に応じて適宜、計画を見直す。

## 4 管理が行われるべき区域

### (1) 対象地域

群馬県全域

### (2) 地域個体群

県内には、県北東部に分布する日光・利根地域個体群と、県南西部に分布する関東山地地域個体群が生息する。

シカの管理を必要とする地域を、地域個体群の生息状況や農林業被害発生及び生態系被害

等を考慮し、第Ⅱ・Ⅲ期計画に引き続き、以下の3つの管理区域に分割し管理する。

地域	県北東部地域	県南西部地域	その他の地域
地域個体群	日光・利根地域個体群	関東山地地域個体群	(生息なし)
対象区域	前橋市、渋川市、桐生市、沼田市、みどり市(旧勢多郡東村及び旧大間々町の区域)、利根郡全町村、吉岡町、榛東村	高崎市、安中市、富岡市、藤岡市、多野郡全町村、甘楽郡全町村、吾妻郡全町村	伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市(旧笠懸町の区域)、邑楽郡全町、玉村町

## 5 これまでの経過と現状

### (1) これまでの取組

群馬県でのシカによる農林業被害は、昭和60年代に顕在化し、生息域の拡大に比例して被害も増加している。<sup>\*1</sup>

県内における生息域の拡大に伴い、生息密度の低減と農林業被害の軽減及び貴重な自然植生の保護を図るために、平成11年度からメスジカの可猟化を進め、平成13年度から県北東部における狩猟期間の延長、平成20年度からメスジカの捕獲頭数制限の解除、平成21年度には県南西部において、更に平成22年度からは全県において狩猟期間の延長を行い狩猟緩和策による捕獲推進に努めた。(資料編P.20、表-1)

また、シカに係る有害鳥獣捕獲(生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とした捕獲)が円滑に実施できるよう、第10次鳥獣保護事業計画(平成20年4月1日)において、市町村長へ捕獲許可権限を移譲した。

群馬県におけるシカに関する計画は、平成10年度に自主計画として始まり、平成12年度に鳥獣保護法(現名称:鳥獣保護管理法)に基づく特定鳥獣保護管理計画制度の開始に併せて法定計画として策定しⅢ期にわたっている。

シカによる被害は林業被害が全体の8割以上を占めており、新植地の幼齢林や樹幹への食害に対応するため、忌避剤散布や獣害防止柵設置を行っている。また、被害金額として計上されない被害として、尾瀬に代表される湿原での踏圧被害や自然植生の食害は年々増加している。そのため、貴重な植生を守るため尾瀬や赤城山では、シカを捕獲し生息密度を下げる取組が始まっている。

\*1坂庭浩之・姉崎智子(2010):群馬県におけるニホンジカの分布の変遷について.群馬県立自然史博物館研究報告,(14):133-140

## (2) シカ適正管理計画の評価（自主計画～第Ⅲ期まで）

これまでの計画では、狩猟の規制緩和による捕獲推進等によって、「①シカの生息密度低減②農林業被害の軽減③自然植生の保全」を目指している。

第Ⅲ期計画では具体的に、「捕る：狩猟による捕獲、捕獲の担い手確保、個体数調整計画の策定等による捕獲の推進」「守る：防護柵の設置等の被害管理や生息地の保全による分布管理」「知る：生息状況及び出没・目撃等把握」の各種対策を実施し、捕獲数の増加や防護柵の設置により対策が進められている。

しかし、現状シカの分布は拡大し生息密度も高まっており、今後被害の拡大も予想されることから、従来の対策に加え予防的措置として密度低減等の対策が早急に必要と考えられる。

### ア 捕獲対策

これまで捕獲を推進するため狩猟の規制緩和を適宜実施してきたが、第Ⅲ期計画開始時（平成22年度）からは、全県での狩猟期間の延長等緩和策を進めることにより、狩猟による捕獲頭数の増加やメスジカの捕獲割合の増加など一定の成果につながった。（資料編P.21、図-2）

しかし、平成24年度に狩猟による死亡事故が2件発生し、狩猟による捕獲への過度の期待については慎重にならざるを得ない状況となったため、有害鳥獣の捕獲については許可捕獲<sup>\*1</sup>に重点を置いて取り組むこととした。（資料編P.20、表-1）

主に市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業と、県や国を主体とした個体数調整事業を合わせた許可捕獲数は年々増加しており、平成25年度においては、狩猟期間短縮により狩猟捕獲数が減少したにもかかわらず、許可捕獲数が増加したことで、総捕獲数は過去最高の4,540頭となった。（資料編P.21、図-1）

しかしながら、捕獲数（資料編P.25 表-3）と推定生息数（資料編P.28 表-6）の推移から自然増加率を上回る捕獲が出来ておらずシカの生息密度が年々高まっている可能性も示唆されている。シカは好環境条件になると急激に増加して生態系に深刻な被害を与えることが知られており、その結果、森林破壊や植生喪失による土砂災害等の危険性を増大させる。これらの理由から、生息や植生状況等のモニタリングが必要である。

また、鳥獣保護区内は生息密度が高まり易い傾向にある。平成20年度には、シカの越冬地として利用されていた袈裟丸山鳥獣保護区を狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカを除く）に移行したことにより、当該地域でのシカが解禁され捕獲が大幅に推進された。このような取組も随時検討し推進する必要がある。

市町村による有害鳥獣捕獲事業は、鳥獣保護管理法基本指針で従前から示されている「有害鳥獣捕獲隊」を編成して対応しているが、近年では、鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害対策実施隊」の設置も進んでいる。（資料編P.36、表-10）また、平成22年4月に第10次鳥獣保護事業計画を一部改正し、わな猟免許所持者の個人によるシカの有害捕獲申請を認め、被害者自身による捕獲もできるよう緩和した。

一方で、狩猟者は年々減少し同時に高齢化が進んでいる。そのため、農業者等の免許所持者を増加させる対策を推進し、捕獲の担い手育成に努めている。（資料編P.35、図-20～図-22）

\*1この許可捕獲は、農林業被害等の軽減（有害鳥獣捕獲）と生息数の低減（個体数調整）の2つの管理を目的とした捕獲をあわせたものである。

## イ 被害防除対策

シカによる林業被害は、県の農林業被害額全体の8割以上を占めている。

林業被害対策としては、新植地の幼齢林や樹幹への食害を防止するため、忌避剤散布や樹幹防護資材の設置を進めている。特に、植栽直後の幼齢林で被害が多く発生していることから、植栽時には防護対策を強化する必要がある。(資料編P.31、図-13)

農業被害対策としては、各市町村において広域防護柵等の設置が進んでいる。(資料編P.33、図-17)

農林業被害対策として導入した電気柵等の防護施設は、耐用年数や維持管理の観点で、定期的な点検が必要であり、設置者に対して啓発を進めている。

平成25年度の群馬県における農業被害額は、イノシシ及びカモシカで全体の80%を占め、シカは3%程度であるが、今後、生息密度の高まりや生息域の拡大に伴い増加が懸念される。また、被害を発生させている獣種を正確に把握し、対策を実施することが重要である。

自然植生被害対策では保護する地域の優先順位を決め、防護や捕獲を早期に実施することが必要である。

## ウ 生息環境対策

森林伐採や耕作放棄地、法面緑化等により作り出された草地は、シカにとって餌量の多い良好な環境となり、生息密度の急速な増加の要因となっている。伐採後の植林地管理や耕作放棄地対策を積極的に進める必要がある。

また、平成25年度には伊勢崎駅にシカが出没し、列車の運行に支障を来すなど、河川や点在する森林等を利用した市街地への出没も見られるようになり、今後生活環境被害の増大も懸念される。

同年度には県事業の河川環境整備として、主にイノシシの移動経路を遮断するための対策として伐木を実施している。これらはシカを含め野生動物全般の出没抑制にもつながるため、今後も関係機関・市町村と連携し、継続した整備が必要である。

### (3) 現状

#### ア 分布

県内におけるシカの生息は、現在、県中央部の平野部（一部丘陵地域含む）を除く広範な地域に分布している。

分布の中心は、県南西部（上野村、神流町、南牧村、下仁田町）及び県北東部（片品村、沼田市、みどり市、桐生市）であるが、近年の気象等変化や生息密度増加等の影響により、県境から県中央部へと分布拡大している。（資料編P.23、図－4）

#### イ 生息状況

平成27年4月における県内のシカ推定生息頭数は、13,600～32,220頭（50%信用区間、中央値 21,915頭）と推計された。<sup>\*1</sup>（資料編P.27～P.28）

また、推定の密度指標として採用している狩猟による目撃効率<sup>\*2</sup>は、平成24年度0.852から平成25年度0.960へと高まっており、総捕獲数も増加していることから生息密度は増加傾向にあると推定される。（資料編P.25、表－3・資料編P.26、図－6）

#### ウ 被害状況

平成25年度の野生鳥獣による農林業被害金額は約9億9千万円で、そのうちシカによるものは約1億5千万円で15%を占めている。シカによる被害金額のうち、林業被害が過去5カ年の平均で見ると約90%を占めている。（資料編P.30、表－8～図－11）

林業被害は過去4年の平均で見ると、70%以上が1～2齢級の幼齢林であるため、植栽後の新芽や若葉への食害が主な原因と考えられる。（資料編P.31、図－13）

農林業被害を市町村別に見ると、主要な生息地である県南西部と県北東部から徐々に拡大したことと同様に、被害も年を追うごとに県中央部まで発生している。（資料編P.31、図－12・資料編P.32、図－14）

\*1マルコフ連鎖モンテカルロ法によるベイズモデル推定を実施し、中央値を示した。平成12年度から24年度までの捕獲頭数、生息調査結果、目撃効率等を統計処理することにより推定している。

\*2目撃効率:狩猟者1人が1日に目撃したシカの頭数の平均

## 6 管理の基本方針

本県では平成26年度から「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定、及び部局を横断した被害対策を一層強化している。

本県鳥獣被害対策基本方針において、野生鳥獣との共存に向け鳥獣被害対策に係る基本的な考え方は以下のとおり示されている。本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、計画期間におけるシカの管理を進める。

### (1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針

#### 基本的な考え方

本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

#### 【短期目標】

—— 野生鳥獣を出没させない・定着させない ——  
「鳥獣害に強い集落づくり」の実施  
農林業における被害軽減のための捕獲強化  
「守る」「捕る」「知る」対策を、地域の実情に応じ総合的、計画的に実施

#### 【長期目標】

—— 野生鳥獣と「棲み分け」へ ——  
森林整備などの生息環境整備を長期的に実施  
野生鳥獣の適正な生息密度の実現

#### 【将来像】

野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

※県鳥獣被害対策基本方針から「基本的な考え方」を抜粋



## (2) 計画の基本方針

シカは、近年農林業及び生態系への深刻な被害を及ぼしていることから、県及び国の機関においても集中的かつ広域的に管理を図る獣種として、鳥獣保護管理法における指定管理鳥獣に指定されたため、次のとおり計画の基本方針を定め取り組んでいくものとする。

### ア 個体群管理：分布管理及び密度管理

生息頭数や生息範囲が拡大しシカによる被害が増加している現状において、農林業被害の状況や自然植生への影響の程度及び生息地以外の出没等を考慮し、新たに生息域が広がった地域では排除を行うなどの分布管理を進めるとともに、生息数の低減を目指す生息密度管理が重要である。

そのため、シカの個体群管理<sup>1</sup>として、分布管理及び適正な密度管理を進めることとする。

### イ 計画の順応的管理

計画推進にあたっては、捕獲数や捕獲位置情報、目撃効率、被害分布・推移、糞塊法による生息状況調査など、各種モニタリング調査に基づいて、定期的に現状を把握する。

そのモニタリング結果と各種被害防除対策の効果・結果をフィードバックすることで、順応的管理<sup>2</sup>を行うこととする。

\*1個体群管理とは、生息数・生息密度・分布域・齢構成等を指標として考慮しながら、設定された目標を達成するために適切な捕獲等を実施して個体群の安定的な維持を図ること。

\*2順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分ではなくても目標設定・計画策定を行い対策を実行し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行う…という作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

## 7 管理の目標

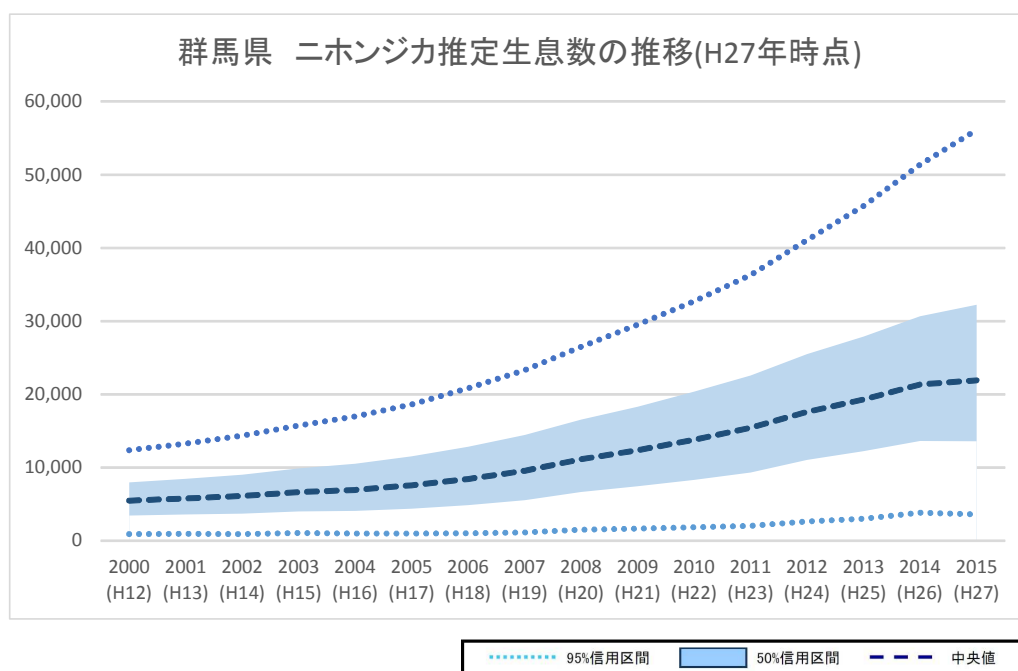
管理の基本方針に基づく管理を推進するため、次のとおり目標を定める。

### (1) 具体的目標

#### ア 管理捕獲の推進

平成25年12月26日に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、シカ生息数を平成35年度までに半減することを目標としている。現状の捕獲圧では、平成37年度にシカはほぼ倍増する試算が示されており、生息数を半減するには、全国的にこれまで以上に捕獲努力量（生息数に対する捕獲数）を増加させる必要がある。

群馬県において国の方針に準じシカを平成35年度までに半減させるために必要な年間捕獲努力量を把握するため、階層ベイズ法<sup>\*1</sup>により生息数を試算したところ、平成27年4月現在の県内における生息数は13,600～32,220頭（50%信用区間、中央値 21,915頭）と推定された。また、今回の推定結果と平成25年度に実施した生息数の推定結果を比較したところ、平成25年4月時点の推定生息数14,150頭（H25時点の捕獲数による推定、中央値）が19,280頭（H27時点の捕獲数による推定、中央値）に修正されたため、推定結果に対する安全率を見込む必要があることが示唆された。



こうしたことから、平成27年4月現在の推定生息数については32,220頭（50%信用区間の上限値）を用いて将来予測を行ったところ、年間10,000頭程度の捕獲を継続する必要があることが推定された。以上の推定結果により、平成29年度及び平成30年度における年間捕獲目標頭数を10,000頭に設定する。また、個体数増加を抑制するためにはメス個体の捕獲が有効

\*1生息数と相関がある複数の指標の変化とその間の捕獲数、増加率などの既知の情報を利用し、膨大な数値の組み合わせから確率論的な計算を行い、生息数を推定する手法。情報が新たに追加されることにより、推定結果を柔軟に変更できる。

であると考えられることから、メス個体の積極的な捕獲について取り組みを進めていく。

なお、年間捕獲目標頭数については、生息密度調査、捕獲頭数等の指標に基づき生息数を推定し、効果が得られていない場合は必要頭数を見直していくものとする。

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
捕獲目標頭数	10,000頭	10,000頭	平成30年度に推定・再設定

この計画の実施により、基準年（平成25年度末）の推定生息数（30,653頭（50%信用区間上限値））の半減を目指すこととし、本計画の終期（平成31年度末）時点の目標を以下のとおり設定する。

**本計画終期（平成31年度）の目標生息頭数**

22,700頭

（平成27年4月現在の推定生息数の50%信用区間上限値（32,220頭）を基準とし、毎年度捕獲目標頭数（10,000頭）を捕獲した場合の将来予測による）

また、シカ生息密度は県内各所において差異があるため、市町村別の推定生息頭数から算出した市町村別年間必要捕獲数に基づき捕獲を進める。（資料編P.29、表－7）

なお、生息密度状況の指標として、狩猟による県内全域での目撃効率を使用し、目標として、県内目撃効率0.6以下を目指すこととする。

## イ 農林業被害の軽減

関係機関が連携して被害防除対策を進め、他の獣種対策ともあわせて複合的に対策を実施することで、農林業被害の軽減を図る。

平成25年度における農林業被害額は、林業被害額約134,739千円、農業被害額約13,524千円と（資料編P.30、表－8）、依然として高い水準にあることから、この計画の実施により本計画の終期（平成31年度末）時点の目標を以下のとおり設定する。

**本計画終期（平成31年度）の目標被害金額**

林業被害額：38,000千円以下

農業被害額：10,000千円以下

林業被害として、被害全体の約70%を占める2齢級以下については、植栽後の防護対策を徹底することで被害を無くし、3齢級以上については、過去5カ年（平成21年度～平成25年度）の平均被害額（51,000千円）を10年間で半減（25,500千円）することを目指す。そのため本計画中の5年間で4分の1を削減することとし、38,000千円以下を目標とする。

農業被害も、同様に平成25年度水準のおよそ4分の1を削減することとし、10,000千円以下を目標とする。

## (2) 総括的目標

### ア 希少な自然植生の保全

特に希少な自然植生として保護すべき特定地域において、シカの数の調整を目的とした捕獲を実施し生息密度低減を図る。これにより、希少な植物群落の自然植生の保全を推進する。

### イ 生息環境整備及び市街地等への出没抑制

シカを含め野生鳥獣との棲み分けを図るため、関係機関が連携し適切な森林管理や耕作放棄地等の拡大防止、移動経路として利用させない河川整備等に努める。

これにより、集落や市街地など農林業地以外へのシカの出没を抑制し、生息域の拡大と新たな被害地の発生を抑制する。

## (3) 管理区域の特性に応じた目標

地域個体群の生息状況や農林業被害・生態系被害等の状況から、管理区域ごとに特性があるため、管理区域別の管理目標を以下のように定める。

地域 (管理区域)	県北東部地域	県南西部地域	その他の地域
地域個体群	日光・利根地域個体群	関東山地地域個体群	(生息なし)
特徴	生息密度が高く農林業被害、自然植生への影響が著しい。	生息密度が高まり、近年被害が増加している。	生息地ではないが、市街地出没が散見される。
目標	・シカ生息密度の低減 ・農林業被害の大幅軽減 ・自然植生の回復	・シカ生息密度の低減 ・農林業被害の軽減 ・自然植生の保全	・生活環境被害防止
考え方	・管理について栃木県と協調を図る。 ・尾瀬は環境省が先導的に管理を進めていることから、整合性を図る。	・管理について長野県及び埼玉県と協調を図る。 ・環境省主催による広域協議会の方針や対策と整合性を図る。	・出没状況の把握に努める。

## 8 目標達成のための施策

### (1) 捕獲

計画的な捕獲を推進するために、県及び各市町村、国の機関は連携して捕獲目標達成に取り組む。県は市町村別年間必要捕獲数を基づいて各自治体と調整し、実情に応じた捕獲目標頭数を設定する。

なお、これは狩猟・許可捕獲を合算した捕獲数であり、目標達成のために、狩猟捕獲、有害鳥獣捕獲事業、指定管理鳥獣捕獲等事業等の捕獲に関するものと、狩猟制度や許可捕獲の制度に関するものの両面から、関係者間で調整し実施するものとする。

また、銃器等による捕獲に際して安全確保の徹底を図る。

#### ア 許可による捕獲推進

市町村及び県は、各種補助事業を活用して積極的に捕獲事業を行い、全体的な密度低減を図る。許可捕獲の実施に際して、くくりわなを使用する場合は、鳥獣保護管理事業計画の基準に従い、錯誤捕獲防止への配慮を行うものとする。

##### (ア) 市町村・関係団体の捕獲体制強化

各種補助事業の有効活用により、人材の確保及び捕獲機材等の整備を進め、許可捕獲の実施体制の強化を図る。また、森林組合等に対して、林業被害の軽減に向けた積極的な捕獲への取組を啓発する。

##### (イ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

生息密度が高まった地域や、希少な植生を保護すべき地域については、県はシカの密度低減を目的とした「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画<sup>\*1</sup>」を立案し、本計画の下位法定計画として位置づけ対策を進める。

##### (ウ) 尾瀬保全のためシカ捕獲事業

尾瀬は日本を代表する貴重な自然であり保全すべき地域であるため、県は地元自治体及び国等の関係機関と連携を図りながら「尾瀬シカ管理方針<sup>\*2</sup>」に基づき、捕獲事業を実施する。

\*1鳥獣保護管理法第14条の二（指定管理鳥獣捕獲等事業）に基づき立案する計画

\*2尾瀬国立公園の貴重な生態系の保護を図るため、平成21年3月に行われた尾瀬国立公園シカ対策協議会において策定したもの

## イ 狩猟による捕獲推進

### (ア) 捕獲頭数制限の解除

第Ⅲ期計画から県内全域を対象に1人1日あたりの捕獲頭数「オス1頭、メス制限なし」としていたが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正（平成29年9月15日施行）により、捕獲頭数制限が解除されたことから、これを適用し「オス、メスともに制限なし」とする。

### (イ) 鳥獣保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行について

鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、シカ及びイノシシの生息数増加による農林業及び生態系への被害が顕著な場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（シカ・イノシシを除く）への移行を必要に応じて実施する。

### (ウ) 狩猟期間について

狩猟による捕獲を強化するため、狩猟期間の終期を2月末日まで延長する。  
狩猟期間は11月15日から2月末日までとする。

## ウ 捕獲に向けての環境整備

### (ア) 捕獲の担い手確保

狩猟免許試験回数増加や地域開催等の弾力的運用、免許取得予備講習会の無料化、わな猟捕獲技術講習会の開催を継続して実施する。

### (イ) 捕獲技術の開発・普及

狩猟人口の減少や狩猟者の高齢化が進行していることから、安全で効率的な捕獲方法の開発・普及を図ることが必要である。このため、シカの生息密度が高くなりやすい牧草地において、大型囲いわな等による捕獲を周辺の関係者との協力体制づくりも含め実証を行うなど、新たな捕獲技術の開発及び普及を進める。

### (ウ) 関係者間の連携推進

県は市町村・森林管理署・関係団体と協働し鳥獣被害対策を推進する。一部地域においては関係者の合意に基づき捕獲推進の取組<sup>\*1</sup>が試行されており、今後も連携して対策に取り組むこととする。

\*1 関東森林管理局利根沼田森林管理署・群馬県猟友会沼田支部・利根沼田地域鳥獣被害対策推進会議：

「国有林野内におけるニホンジカ等による被害に対する捕獲協力に関する協定」平成26年11月6日

概要：シカ等の増加に伴い、植林木の食害や皮剥などの被害対策の一環として、狩猟期間中に国有林野への狩猟者の車両乗り入れについてルール化し、効率的なシカ捕獲に資する取組。

## (2) 被害防除

各種防除対策を進めるとともに、既存設置施設については効果を持続させ、被害金額及び被害面積を減少させるよう取り組む。

### ア 「鳥獣害に強い集落づくり」の実施

#### (ア) 地域住民主体の被害対策と支援

被害発生地域では、県や市町村、関係団体の支援により地域住民の主体的な被害対策への取り組みを進める。

#### (イ) シカを出没させない集落づくりの普及

シカを含めた大型獣を集落へ出没させないよう、集落環境調査で現状を把握するとともに、防護柵とそれを利用した捕獲などを組み合わせ、地域に応じて効果的な対策を普及する。

#### (ウ) 被害地域ぐるみでの捕獲推進

被害農家（わな免許取得者）と市町村で編成する捕獲隊（実施隊）との連携を進め、農地周辺の加害個体をわなで集中的に捕獲する体制整備を推進する。<sup>\*1</sup>

### イ 防護柵の設置・点検・改善

各種補助事業を活用し、効率的に農地を防護できる防護柵の設置を推進する。

特に、シカは広域的に移動するため、市町村域を越えた計画的な防護柵の設置が必要であることから、近隣市町村等と連携を進める。

また防護柵の防除効果を高めるため、定期的な点検を実施する。

### ウ 林業被害対策の推進

新植地での獣害防止柵の設置や積極的な捕獲実施を推進する。

\*1市町村または関係団体が、わな免許のみを持つ被害農家と第1種銃猟免許を持つ猟友会員で、従事者を編成して有害鳥獣捕獲を実施する。群馬県内では、沼田市利根町や昭和村で取組が始まっている。

### **(3) 生息環境管理**

森林・河川の整備を多面的な視点から実施し、集落・市街地への出没と生息域拡大の抑制に取り組む。

#### **ア 緩衝帯整備の推進（森林及び河川）**

集落への出没抑制を目的として、農地と森林の境を中心に緩衝帯整備を推進する。また、ぐんま緑の県民税市町村提案型事業<sup>\*1</sup>を活用して、地域の実情に合わせたきめ細やかな取組を実施する。

シカが市街地等に河川を通過して出没をするため、河川敷等においても鳥獣の出没抑制対策を進める。

#### **イ 草地での対策の推進**

森林伐採や牧草地の造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化によって作り出された草地については、餌量の多い環境を作り出し、シカを誘引し個体数の急激な増加の引き金とならないよう樹林化を進めるなどの対策を行う。あわせて捕獲等により適正な密度による管理を実施する。

#### **ウ 多様な森林の整備**

シカの生息密度が高い場所では、食圧によって下層植生の衰退が進行し、森林の公益的機能として重要な水源涵養や土砂流出防備機能の低下が懸念される。そのため、森林生態系の多様性を維持するために、奥山を中心に現存する広葉樹林の保全や人工林の混交林化、樹種転換による見直し等に取り組む。

また、森林整備の実施にあたっては、植栽時の食害対策のみならず必要な場合は捕獲を行うなど、森林整備と捕獲の組合せが必要である。

<sup>\*1</sup>災害に強い森林づくりや里山・平地林等の森林環境改善を目的とした県民税均等割の超過課税。事業の中には、市町村と地域住民やNPO・ボランティア団体等との協働による刈払い・除伐等の森林整備の他、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育等推進や市町村による提案事業などがある。



## 9 モニタリング等の調査・研究

次のとおり調査を行う。なお、必要に応じて見直しを行う。

### ア 生息状況調査

#### (ア) 生息状況調査及び将来予測

今回の生息数調査結果の精度を更に向上させ適切な個体群管理を進めていくためには、継続したデータの蓄積が必要であり、毎年度、推定値及び将来予測の更新を行う。

### イ 狩猟状況調査

#### (ア) 狩猟報告

基本となる捕獲情報に加え、ハンターメッシュごとに、出猟日、出猟人数、目撃情報、捕獲数等を収集して、目撃効率や捕獲効率などを把握する。

#### (イ) 狩猟実態調査

狩猟者に対し、狩猟目的や意識、捕獲個体の利用等について調査する。隔年で実施する。

#### (ウ) 放射性物質検査

野生鳥獣肉の放射性物質の検査を行い、随時、県民へ情報提供を行う。

### ウ 捕獲状況及び個体分析調査

#### (ア) 動物情報報告

市町村で実施している捕獲事業の捕獲個体について捕獲日時、場所、性別、推定年齢等の情報を集約する。なお、報告についてはWeb化し関係者間で情報共有を迅速に行う。

#### (イ) 捕獲個体調査

捕獲個体を調査し、食性、繁殖状況、齢構成及び栄養状態等を把握する個体分析を行う。

### エ 被害調査及び対策効果検証

#### (ア) 野生鳥獣による農林業被害調査

被害作物や被害金額、被害面積等を毎年度調査する。

#### (イ) 地区ごとにおける被害意識調査

集落単位で被害状況をアンケートして、現場の実態を反映させた被害実感を把握する。

#### (ウ) 対策の効果検証

各種調査や捕獲状況、防除対策実施状況等の結果を分析し、被害軽減効果の検証を行う。

### オ 研究・開発

#### (ア) 被害対策技術の開発

大学と連携し、各種調査や結果及び対策実施状況を分析し、効果的な被害対策技術を開発し普及する。

#### (イ) 効率的な捕獲技術等の研究

森林内の動物行動を把握することによって、効率的な捕獲や動物の出没抑制対策等に資する研究を実施する。

## 10 その他管理のために必要な事項

### ア 人材育成

農林業者や関係機関及び行政関係者に対して、鳥獣に関する法令・被害防除の知識や技術について積極的に研修会を開催する。特に行政機関において、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の確保と配置に努める。

また、農業高校の生徒を対象に鳥獣に関する知識や対策技術に関する研修を実施するなど、新規就農者の技能向上及び将来的な地域の人材育成に取り組む。

### イ 野生獣肉の食肉利用

現在、群馬県内で捕獲されたシカについては基準値を超える放射性物質が検出されているため、食肉として流通が制限されている<sup>\*1</sup>。また、食肉利用の制限は狩猟資源として価値が下がるため、狩猟意欲減退の一因になる。

そこで、放射性物質検査を継続して実施し科学的根拠を蓄積し<sup>\*2</sup>、出荷制限解除に向け準備をする。将来的には、捕獲推進の出口対策として食肉利用ができるよう施策の検討を進める。

### ウ 広域的な連携

個体群の交流があると考えられる栃木県、埼玉県及び長野県については、一斉駆除や地域防除対策などの情報を共有し、効果的な対策の実施に努める。

また、福島県、茨城県、新潟県等の近隣県とも適宜情報を共有するものとする。

### エ 情報公開及び普及啓発

鳥獣の捕獲に関する統計や被害調査結果等においては、逐次ホームページ等で公開する。また、試験研究機関の合同研究成果発表会などにおいても、各種調査結果を積極的に公開する。

被害対策の正しい知識及び技術の普及啓発に資するため、必要に応じて出前講座や地域の勉強会等に協力する。

\*1平成24年10月10日付、原子力災害対策本部長指示。

\*2県ホームページ：野生鳥獣肉の放射性物質検査結果 (<http://www.pref.gunma.jp/04/e2300272.html>)

## 11 計画の実施体制

効果的な被害対策及び管理を実施するにあたっては、県の他、市町村、地域住民、農林業団体、猟友会、NPOや民間事業者、連携している大学等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、あるいは学識経験者の支援を得ながら、一体となって取り組む。

特に被害対策においては、各組織に地域住民が積極的に参画して取り組む。

### (1) 県

#### ア 鳥獣被害対策支援センター

本計画の進捗状況の管理をするとともに、シカ被害や対策に係る情報を集約した上で関係者間での情報共有を図る。シカの生息状況調査を行うとともに、捕獲状況や被害状況の分析を行い、施策に反映させる。農林業被害に関する被害防除対策を普及するとともに、対策の効果検証を行う。

あわせて、本計画の進捗状況・対策効果について評価機関からの助言や提言を受け、シカの順応的管理を進める。

#### イ 自然環境課

鳥獣保護管理法の所管課として、狩猟や有害鳥獣捕獲が適切に実施されるよう鳥獣保護管理事業計画を策定し捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。また、希少植生を守るべき地域での個体数調整事業などを実施し、自然環境の保全に努める。

#### ウ 技術支援課

農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。農業被害対策の各種補助事業などによって地域が主体となった取組を支援する。

#### エ 林政課

林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。林業被害対策の各種補助事業などによって市町村や林業者への支援を行う。

また、ぐんま緑の県民税市町村提案型事業などの活用により、緩衝帯整備等を行いシカが集落へ出没しにくい環境を整備する。

#### オ 河川課

河川敷を通過するシカの市街地への出没を防ぐため、河川環境整備を行う。

#### カ 自然史博物館

市町村及び狩猟者の協力の下、捕獲個体の分析を行い、食性、繁殖状況、年齢構成及び栄養状態等のシカの生物学的情報把握するとともに、放射性物質の調査研究を行う。

#### キ 林業試験場

野生鳥獣の林業及び生態系被害に対する研究として、野生鳥獣の行動把握から捕獲、防除等に資する技術開発を行う。

## **(2) 森林管理署**

---

国有林における森林被害の状況把握及び被害対策を関係機関と連携を図り推進する。

## **(3) 市町村**

---

農林業被害に係る防除対策の主体であり、各種補助事業を活用しながら地域の実情に応じた対策を推進する。防護柵設置の合意形成を集落ごとに調整しながら、捕獲についても集落ぐるみで実施できる体制へ移行する。

## **(4) 行政以外の関係者**

---

### **ア 農林業者等住民**

---

耕作地や所有林に対して被害防除等による自己防衛を行う。あわせて、地域ぐるみでの獣害対策に積極的に参画する。

### **イ 猟友会**

---

狩猟が鳥獣の管理に果たす公共的な役割は大きく、野生鳥獣に関する知識や捕獲技能について、行政機関や関係者に対し必要に応じて助言を行う。また、市町村を中心とした有害鳥獣捕獲の実施について協力する。

### **ウ JA、森林組合、共済組合等**

---

農地への防除資材や森林施業における獣害対策資材について、適切な情報提供を行う。また、地域の協議会や地域ぐるみでの「鳥獣害に強い集落づくり」等の取組に協力する。

森林組合は日常の業務で把握した林業被害について関係者に情報提供するとともに、森林所有者に対して、被害対策の実施について助言を行う。

### **エ 大学・NPO等民間事業者**

---

包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学を含め各種大学やNPO等民間事業者と、情報交流することで鳥獣の適正管理に資する。

### **オ 認定鳥獣捕獲等事業者**

---

指定管理鳥獣捕獲等事業等の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等に関与する等、地域の鳥獣管理の担い手となるよう取り組む。

## **(5) 検討・評価機関**

---

学識経験者、関係団体及び関係行政機関により構成される群馬県ニホンジカ適正管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会において、本計画の進捗や対策効果を確認する。検討委員会は、モニタリング結果や対策の実施状況の報告を受け、評価を行うとともに、シカの順応的管理を行うために必要な助言を行う。